

VIII そ の 他

48 準 拠 法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

49 管 轄 裁 判 所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。